

福島市飯野イベント広場条例（平成20年3月28日条例第7号）

最終改正:

改正内容:平成20年3月28日条例第7号〔平成20年7月1日〕

○福島市飯野イベント広場条例

平成20年3月28日条例第7号

福島市飯野イベント広場条例

（設置）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、産業の振興及び生活文化の向上を図るため、福島市飯野イベント広場(以下「イベント広場」という。)を設置する。

（位置）

第2条 イベント広場は、福島市飯野町字町43番地に置く。

（事業）

第3条 イベント広場は、次に掲げる事業を行う。

- (1) イベント広場の施設及び設備を一般の利用に供すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、イベント広場設置の目的を達成するために必要な事業

（使用時間）

第4条 イベント広場の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（使用の許可）

第5条 イベント広場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に際し、イベント広場の管理上必要と認めるときは、その使用の許可に条件を付することができる。

（使用の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、イベント広場の使用を許可することができない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその関係者が使用し、若しくは使用に関係し、又はこれらの者の利益になると認められるとき。
- (3) 施設及び備付物件を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。
- (4) その他管理運営上支障があるとき。

（目的外使用等の禁止）

第7条 第5条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

（使用許可の取消し等）

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その使用の条件を変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の目的又は許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 第6条各号のいずれかに該当したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (5) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定による使用の条件の変更、使用の停止又は使用の許可の取消しにより、使用者に損害を及ぼすことがあっても市長は、その責めを負わない。災害その他緊急事態の発生によりイベント広場の使用が不能となった場合も、同様とする。

（行為の制限）

第9条 イベント広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

2 第5条第2項及び第6条から前条までの規定は、前項の許可について準用する。

（使用料）

第10条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が公益上必要と認めるときは、これを減免することができる。

（使用料の還付）

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（行為の禁止）

第12条 イベント広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 指定された場所以外で火気を使用すること。
- (2) ごみその他の汚物を捨てる等不衛生な行為をすること。
- (3) イベント広場施設を損傷し、又は汚損すること。

(入場の制限)

第13条 市長は、入場者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入場を禁止し、又は退場させることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設及び備付物件を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。
- (3) その他管理運営上支障があるとき。

(賠償責任)

第14条 故意又は過失により施設及び備付物件を滅失し、又はき損した者は、市長の指示するところにより、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、イベント広場の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(飯野町の編入に伴う経過措置)

- 2 飯野町の編入の日(以下「編入日」という。)前に旧飯野町イベント広場設置条例(平成2年飯野町条例第11号。以下「旧飯野町条例」という。)の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。
- 3 編入日前に旧飯野町条例の規定に基づき許可を受けた者の当該許可に係る使用料については、旧飯野町条例の例による。

別表（第10条関係）

1 施設の使用料

区分		使用料
専用使用	1日	3,300円

備考 営利を目的として使用する場合は、この表に掲げる料金の3倍に相当する額とする。

2 附属設備の使用料

区分		使用料
放送設備	一式1時間	300円
